

平成 28 年度 第 2 回特別職報酬等審議会（会議要録）

1. 日 時 平成 28 年 10 月 31 日（月） 午後 7 時 00 分～8 時 54 分

2. 場 所 中野区役所 4 階 庁議室

3. 出席者(9 名)

(1) 委員（五十音順：敬称略）

池田 祥子 石川 宏 小笹 敏和 落合 幹 菊島 末夫
鈴木 和子 高橋 夫紀子 福原 紀彦 星野 新一

（欠席委員：櫛田 正昭）

(2) 招聘 竹内常勤監査委員

(3) 事務局

朝井経営室副参事（経営担当）、事務局職員

4. 議 題

(1) 常勤監査委員の活動状況等について

(2) 特別職の活動状況等について(常勤監査委員以外)

(3) 配布資料の説明等について

(4) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）

開 会

(1) 常勤監査委員の活動状況等について(常勤監査委員)

会 長

それでは、定足数に達しておりますので、平成 28 年度第 2 回特別職報酬等審議会を開催いたします。

お手元の次第に従いまして審議会を進行いたします。

審議等に入る前に前回ご欠席された 2 名の委員の方、簡単に自己紹介をお願いします。

～ 前回欠席委員 2 名 自己紹介 ～

では、前回、報酬等の審議に当たり、常勤の監査委員ご本人に日程調整をお願いし、直接お話を伺おうということになりました。また、区議会議員、教育長につきましては、昨年、ご本人及び関係者からお話を伺ったので、何か活動状況等に変更があれば、書面で申し出ていただくことといたしました。

本日、竹内常勤監査委員と調整をしていただきまして、ご出席をいただいております。

まず、審議を行うにあたり、常勤監査委員から監査委員の活動状況等についてお話しいただいた後、意見交換を行いたいと思います。

監査委員の活動状況の資料を第 1 回に配付しております。第 1 回の資料「12」を参照し

ながら話をお聞きしたいと思います。

現実に職務に携わっておられる立場からご説明いただき、審議の参考にしたいと思っております。それでは、早速ですが竹内常勤監査委員、よろしくお願いいたします。

竹内常勤監査委員

只今ご紹介いただきました常勤監査委員の竹内です。よろしくお願いいたします。
それでは資料に基づきまして、ご説明いたします。

～ 常勤監査委員の活動状況等を説明 ～

<常勤監査委員の活動状況等を説明(要点)>

- ・ 監査委員が行うことと法律で定められている監査には、一般監査（8種類）と非定例に実施する特別監査（住民監査請求など）がある。一般監査については、実施時期がずれており、1年間を通じてなんらかの監査を行っている。特別監査については、毎年必ずあるものではないが、住民監査請求については、毎年数件出されており、提出されると60日以内に結論を出すので、他の監査との日程的な厳しさがある。
- ・ 週1回、4人の監査委員が集まり「監査委員協議会」を開催して協議を行い、合議により決定し、監査結果について意見を述べる。
- ・ 監査委員の活動を支援する事務局が6人いる。監査委員が計画した監査計画に基づき伝票や書類、数値のチェックなど監査委員をサポートし報告してくれる。
- ・ 事務局の報告を踏まえ、監査委員が指摘事項を審査し、監査の決定に至る必要な取り組みは監査委員4人で行っている。
- ・ 監査委員は、区民の代わりに監査を行う機能であり、常に正しい判断が求められている。監査により適正な行政執行を確認し、区政に対する区民の信頼を確保していく大変重い職責を担っている。
- ・ 常勤監査委員については、人口25万人以上の自治体は、識見監査委員のうち少なくとも1人以上は常勤としなければならないと法で定められている。
- ・ 一定規模以上の自治体は、常勤監査委員がいないと監査が十分に機能しないと考える。日々の業務を常に監査の視点から監視しているようなことが必要と考えている。必要があればいつでも監査できることが法で定められており、常時監査という視点で見れば、非常勤の監査委員だけでは、勤務形態からも常時監査を行うことに制約が出てしまうのではないかと考えている。
- ・ 常勤監査委員は、1年中監査に従事し、事務局の職員を指導して他の監査委員のサポートをさせることや、4人の監査委員の協議がスムーズに進み、合意形成できるように全体的なマネジメントも行っている。

- ・常勤監査委員は、だれよりも監査内容に精通し、4人の監査委員での協議の際に、監査委員として適切な判断が行えるように監査対象を詳細かつ正確に理解した上で、情報共有し、決して判断を誤ることがないようにするという心を心がけて職務に就いている。

会 長

ありがとうございました。

これまで、常勤の監査委員ご本人から話を聞く機会がありませんでしたが、本日、ご丁寧に説明いただきました。忌憚なく意見交換をさせていただきたいと思います。

会 長

今まで常勤監査委員になった方は、行政OBの方ですか。

竹内常勤監査委員

全て把握しておりませんが、そうだと思います。

会 長

職務がとても多いですが、識見委員2名、議員選出2名の体制で監査は大丈夫ですか。

竹内常勤監査委員

条例で定めれば人数は増やせますが、私は、現状の体制で大丈夫だと思います。

会 長

法令で複数の識見の監査委員を置く場合は、1人は行政の識見でない方を置くことになっておりますが、常勤の監査委員については、行政OBの方がなっている。他の特別区でも同じですか。

竹内常勤監査委員

区の行政の識見を持っている方は少ないので、他の特別区でも多いと思います。

会 長

行政のベテランとしての立場と常勤の監査委員、全く立場が違いますが、どんな点に気を付けていますか。

竹内常勤監査委員

行政の長い経験が今の監査の職務に役に立っていると考えています。監査として何を指摘するのかといえば、やはり法令と違う事務を執行していること。区の条例、規則、要綱、マニュアルを知っていなければいけないので、その辺についてはとても役立っています。

また、監査として指摘する場合は、何に違反しているか根拠を示すことが、指摘を受ける方も監査結果を見る区民の皆さんにも必要だと思っています。

監査の結果を見るのは区民の皆さんであり、わかり易さが重要だと思っています。そして結果を報告書に作り上げる際、これは誰が読むのかということ在意に含んで書いていかなくてはいけないと思っています。

会 長

区長から常勤監査委員として指名を受け、手続きを経た後、監査委員となりましたが、その区長の行政を監査するということに対して何か思い、意見はありますか。

竹内常勤監査委員

一般職員にとって監査は煙たいものだと思いますが、監査としては監査指摘をきっかけに改善して行ってほしいと思っています。区長としては、自らの行政執行の悪い点を監査から指摘されますが、自らの組織の内部では気が付かないことの指摘を受け改善していくことになるので、区長としては嫌だと思っではないと思います。

会 長

常勤監査委員と代表監査委員を兼ねていますが、職務がどう違うのですか。

竹内常勤監査委員

代表監査の役割には、監査委員の庶務、事務局職員の服務に対するの決裁権がありますので、常勤の監査委員が代表監査委員も兼ねることが合理的だろうと思います。

石川委員

資料に各種監査意見を区長はじめ行政幹部に直接手渡すとありますが、回数は、年3回ですか。

竹内常勤監査委員

単に報告書を送りつけるのではなく、財務監査、事務監査、決算審査の3回の報告については、区長、副区長、教育長と直接お会いし、説明や意見交換を行っています。

石川委員

中野区のPDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルという区政経営がありますが、監査はその改善の位置に組み込まれている理解でよろしいですか。

竹内常勤監査委員

監査というのは、法令や効率性の観点から不備があれば指摘し、区長に伝えることですので、そういう意味ではPDCAサイクルに貢献していることとなります。

石川委員

住民監査請求で似たような請求があった場合は、それぞれについて監査するのですか、そ

れとも後にあった請求については却下するのですか。

竹内常勤監査委員

請求内容が同じでも、要件審査をし、要件が合っていれば、監査しなくてはなりません。請求内容が全く同じということはないので、1件ずつ監査し、報告書を書くことになります。

落合委員

先ほど監査の指摘には根拠を示すとのことでしたが、その中でマニュアル違反についても指摘するという事は、各部署の内部マニュアルまで把握されているのですか。マニュアル違反の指摘をして改善されたケースはありますか。

竹内常勤監査委員

規則をもとに事務処理について約束事を決めたものがマニュアルとなります。それがルールとなりますので、そのとおり処理していなければ、指摘の対象となります。監査が指摘した事項については、どういう措置をしたのか報告を受け、それらを区民の皆さんに公表することが法で定められておりますので、監査の指摘が改善につながっていると思います。

石川委員

今まで話を聞いて、事務量が多く、幅広くて大変だと思います。自治体の監査と民間の監査は法律が違うので、資料にある事務監査、行政監査のイメージが湧かない。事務監査について具体的に教えていただけませんか。

竹内常勤監査委員

財務監査などは、区の予算執行について幅広く全部見ていくのですが、事務監査については、特定のテーマを設定し、深掘りしてそのことだけを見ることになります。例えば去年は、不納欠損をテーマに設定しました。不納欠損の処理をした事務が適切だったのかという所まで踏まえて掘り下げてみました。そうすると、やるべきことが疎かになっていたということも発見されたりしますので、大変重要な監査になっていると思います。

石川委員

特定のテーマは、いつ、どうやって決めるのですか。

竹内常勤監査委員

年度初めに、4人の監査委員の合議により決めています。

会 長

従来から、常勤監査委員の話聞いても量的な話しか聞けないのですが、事務量が多いから監査事務局のスタッフがいるということですか。

竹内常勤監査委員

4人の監査委員は、事務局と全く立場が違います。監査は、4人の監査委員で行います。事務局は、監査委員が必要な資料の調達、数字のチェックなどを行い、監査委員の作業を手伝ってくれます。ただし、最終的な判断は監査委員で行いますので、事務局の作業と監査委員の監査はイコールではありません。つまり事務局は、監査委員を手伝ってくれますが、監査委員の監査という仕事はできません。

会 長

今、私たちの議論の中では、常勤監査委員の給料は高すぎるという意見の方が多くなっています。本日も量的な話は聞けたと思いますが、もっと質的な話で、常勤であり代表である監査委員の責任というのはどこにありますか。

竹内常勤監査委員

監査の結果、出てきた不備については監査で指摘します。不備に対する責任は、事務処理をした執行機関にあります。しかし、監査を行い、なんらかの不備があるのに不備を見逃して、全部正しくできているというような結果や監査報告書を書いた場合は、監査委員に責任があります。

監査により適正な行政執行を確認し、区政に対する区民の信頼を確保していく大変重い職責を担っていると感じています。

星野委員

週1回行われる、監査委員協議会は、どれ位の時間やるものですか。

竹内常勤監査委員

基本的には、午前中2時間ですが、往々にして終わらず、午後になることもあります。

高橋委員

かなりのデータ・仕事量ですが、資料を先に読み込んで、理解して2時間の監査委員協議会を行うのですか。物凄く大変な仕事に思えますが。

竹内常勤監査委員

私は常勤監査委員ですので、全て読み込みます。他の3人の委員は、事前にとというのは、時間的に厳しいので、当日説明して協議に入っていきます。

ただ、1回で決めることは大体なく、3回4回で1つのことを決めていきます。そういった意味では、4人の協議を十分積み重ねて決定していきます。

高橋委員

量も多く、大変高い質も求められると思いますが、監査結果について、区長にかなり厳しい意見を言うような場面はありますか。

竹内常勤監査委員

監査委員は、執行機関側の不適正な事務処理について指摘するので、私たちの指摘は、執行機関側にとって嫌なことということになるかと思えます。

しかし、監査委員が自分の組織の中での不適正な部分を指摘してくれているという考えです。区長が嫌がるから手を緩めるとか一切ありませんし、そんなことを区長も望んでいないと思えます。

会 長

ありがとうございます。

本日は予定を延長し、常勤監査、監査の役割、職責に対する責任感をお聞かせいただけたと思えます。監査は、区政に対する区民の信頼を確保していく最後の砦になる役割だと思っております。本日のご列席に心から感謝し、ますますのご活躍を一同お祈りいたします。

本日は、遅くまでありがとうございました。

(竹内常勤監査委員 退席)

(2) 特別職（区長、副区長、区議会議員、教育長）の活動状況等について

会 長

それでは続いて、常勤監査委員以外の特別職についての活動状況ですが、書面で提出がありましたので、朝井副参事からご説明をお願いします。

なお、質疑は説明の後、まとめて行います。

朝井副参事

まず、区長、副区長の活動状況についてご説明いたします。

お配りしてあります「区長、副区長の職責・職務及び活動状況について」をご覧ください。

～ 朝井副参事 資料説明 ～

<区長、副区長の職責・職務及び活動状況を説明(要点)>

- ・区長の職責は、30万区民の福祉の増進、中野の地域の持続的な発展である。
- ・区長の職務は、地方自治法上で職務、担当事務等が定められている。
- ・地方自治法に掲げる担当事務のうち、法で定める外の当該地方公共団体の事務が拡大し、多様化・複雑化してきている。
- ・社会状況の変化への対応、国との関係の変化、地方都市・海外都市との連携、都市間競争、東日本大震災等を契機とした防災対策の強化など様々な課題認識のもと、平成28年3月に、中野区基本構想を全面改訂するとともに、平成28年度から10年間の区政運営の方向を定める「新しい中野をつくる10か年計画(第3次)」を取りまとめた。

現在、これらを基に着実な区政運営を行っている。

- ・副区長の職務は、区長を補佐し区長の職務を代理する。
- ・区長・副区長の区の職務以外の職務として、いろいろな団体の役員等を担っている。
- ・区長・副区長は、通常の勤務時間以外の平日時間外及び休日も公務の日がある。

朝井副参事

次に、区議会、区議会議員の活動状況ですが、昨年の審議会で事務局次長が意見交換した内容と特別な変更がないとのことで、資料の提出はございませんでした。

区議会の活動内容につきましては、今年度第1回審議会資料の「9」をご覧ください、ご審議いただきたいと思います。

次に、教育長、教育委員会の活動状況ですが、こちらも昨年、教育長が審議会に出席し、意見交換した内容と特別な変更がないとのことで、資料の提出はございませんでした。

教育長、教育委員会の活動状況につきましても、今年度第1回審議会資料の「11」をご覧ください、ご審議いただきたいと思います。

会 長

それでは、ただ今の説明について、ご質問はございますか。

鈴木委員

資料にある区長の休日等の公務の日数の数え方は、短時間でも1日と数えるのですか。日数より件数が多い場合は、1日に複数件の公務があるということですか。また、2人の副区長がいますが、1人の方に偏りがあるように感じますが、何か決まりはあるのでしょうか。

朝井副参事

区長は、1日に複数の行事や催しに出席し、挨拶等を行うことがあります。短時間の出席もありますので、日数より件数の方が多くなります。また、2人の副区長に関しては、それぞれ役割を分担していますので、担任している団体のイベント等により年度によって偏りが生じることがありますが、基本的には副区長間の偏りはないと思います。

星野委員

区の職務以外の職務、役員というのは、基本的に無報酬と考えてよろしいですか。

朝井副参事

手当等は一切なく、無報酬です。取締役という肩書もありますが、そちらについても無報酬ということで把握しております。

会 長

中野区の課題という資料ですが、23区共通のようなものが多い気がしますが、中野区独自の課題は何かありませんか。この中で特にという項目があれば挙げてください。

朝井副参事

課題は、どこにでも潜在していますが、課題を認識しているかということと、その取り組み方で違いがあると考えています。自治体間競争もあり、中野が「住んで良かったまち」に選ばれるようにしたいと区長は考えています。まち活性化の中にグローバルの視点を挙げているのは、特色だと思います。また、行政だけでなく地域での繋がりを深めていくようなまちづくりが必要ということで、国の制度を一旦取り入れ、中野らしい地域包括ケア体制をつくるため、現在、職員も非常に苦勞しているところです。中野が「住んで良かったまち」、「住み続けたいまち」にしていくことが、現在の中野区の考え方です。

(3) 配布資料の説明等について

会 長

では、今回の配付資料の説明を事務局よりお願いいたします。

朝井副参事

それでは、今回お配りした資料の説明をいたします。

前回の審議会で、ご要望いただいた資料等をご用意いたしました。

はじめに、「中野区長等の退職手当に関する条例」ですが、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の退職手当について規定した条例です。この条例の規程に基づき支給されます。

次に冊子の「中野区の財政白書」です。こちらは、前回配付する予定だった資料です。中野区の財政状況、行政実績等をご理解いただくための資料です。平成 27 年度の決算数値から中野区の財政状況等を分析したものです。

詳細の内容については、ご一読いただきたいと思います。

会 長

ありがとうございました。資料につきまして、ご質問はありますか。

(質疑なし)

(4) 議員報酬及び区長等の給料の適否について (審議)

会 長

それでは、議員報酬、区長等の給料についての「審議」に入りたいと思いますが、本日は常勤監査委員とさまざまな意見交換をすることができました。区長・副区長からは、活動内容等について、書面で提出がありました。また、前回、今回と議員報酬及び特別職の給料の適否を審議するに当たり、いろいろな資料が示され、情報を収集できました。

これらを参考に審議を行い、最終的な「答申」へ向けて一定の方向付けをしていきたいと思っております。第 1 回、第 2 回と情報収集をしましたが、ここままで各委員のご意見をいただければと思います。

～ 審議 ～ (意見等なし)

会 長

それでは、時間の関係もありますので、本日の審議は、ここまでにしたいと思います。
次回は審議会としての「答申」へ向けて本格的な審議を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、第4回の日程調整の結果について、事務局より報告をお願いします。

朝井副参事

第4回の審議会日程について、各委員からいただきました調査表に基づき調整した結果、事務の都合も含めまして第4回の審議会は12月8日（木）ということをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

会 長

では、次回の第3回審議会は、11月14日（月）午後7時からになります。

第4回審議会は12月8日（木）ということですので、各委員の皆様よろしくお願ひいたします。

それでは本日は、これで終了いたします。皆様、お疲れ様でした。